

2019 年度入学試験入学検定料免除、 入学後の授業料減免の特別措置について

－ 平成 30 年 7 月豪雨で被災された受験生の皆様へ －

平成 30 年 7 月豪雨により、大きな不安と混乱の中で生活することを余儀なくされている皆様のご心情をお察しするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

明治大学では、下記のとおり、被災された受験生に対し、2019 年度入学検定料免除を講じることといたしました。

つきましては、該当する方で、特別措置を希望する方は、下記の要領で手続きしてください。

2018 年 8 月 3 日

明 治 大 学

国際教育事務室

記

<入学検定料免除の特別措置>

1. 特別措置対象者

平成 30 年 7 月豪雨により、家計支持者を含む家族が居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、かつ、全壊もしくは半壊の被害を受け、被害認定された 2019 年度入学志願者。

2. 申請方法

(1) 申請にあたっての注意事項

入学検定料の振り込みは必要ありません。

(2) 提出書類

入学試験要項に記載されている出願書類に、以下の書類①と②を同封し、出願締切日（郵便局消印有効）までに必ず郵送してください。

① 「明治大学入学検定料免除特別措置申請書」（本学所定書式） 【特別入試用】

② 被災を証明できる書類

被 害	書 類
家計支持者を含む家族が居住する家屋の全壊もしくは半壊	罹災証明書（コピー可） ※家屋の被害認定が記載されたものに限る （証明書に、「全壊・半壊」等の記載があること）

3. 特別措置適用者の発表

受験票の発送をもって、発表に代えさせていただきます。

4. 問い合わせ先

国際教育事務室（外国人留学生入学試験係）

TEL 03-3296-4144

Mail: intadmi@meiji.ac.jp

<入学後の授業料減免の特別措置>

入学後の授業料減免の特別措置については、決定次第、お知らせいたします。

以 上